

1 大町市文化会館使用料金

(1) 大ホール使用料

使用区分		時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日	超過時間
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	1時間以内	
大ホール	入場料を徴収しない場合	平日	15,450	23,690	29,870	39,140	53,560	69,010	6,180
		休日	18,540	27,810	33,990	46,350	61,800	80,340	7,210
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	20,600	30,900	39,140	51,500	70,040	90,640	8,240
		休日	23,690	36,050	44,290	59,740	80,340	104,030	9,270
	1,000円を超え、3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	26,780	40,170	50,470	66,950	90,640	117,420	10,300
		休日	31,930	47,380	57,680	79,310	105,060	136,990	12,360
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	30,900	47,380	59,740	78,280	107,120	138,020	13,390
		休日	37,080	55,620	67,980	92,700	123,600	160,680	15,450
楽屋1		510	820	1,030	1,330	1,850	2,360	200	
楽屋2		510	820	1,030	1,330	1,850	2,360	200	
楽屋3		1,030	1,540	2,060	2,570	3,600	4,630	410	
楽屋4		820	1,230	1,640	2,060	2,880	3,700	300	

(2) 大ホール以外の使用料

使用区分	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30
練習室1	610	820	1,230
練習室2	610	820	1,230
練習室3	1,030	1,540	2,060
リハーサル室	1,030	1,540	2,060
展示室	2,060	2,060	2,060
ホワイエ・文化会館ホール	2,060	2,060	2,060
敷地内土地	1時間/1㎡あたり5円		

【備考】

- ホールを練習、準備等のために使用する場合は、この表の使用区分で算出された額（2に該当する場合は算出された額）の100分の60に相当する額となります。
- ホールを入場料無料で営業のために使用する場合は、この表の「入場料を徴収しない場合」の区分の額の100分の160に相当する額となります。
- ホールの使用時間の延長または繰上げは管理上支障なければ、1時間以内に限り許可し、この表の超過時間欄の額とします。
- 展示室、ホワイエ・文化会館ホール及び敷地内土地の使用料は、営業のため使用する場合のみ適用します。
- 休日とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日とします。

(3) 冷暖房使用料

使用区分	空調設備による冷暖房 (1時間)	ストーブによる暖房 (1時間)
大ホール	8,240	—
ホワイエ・文化会館ホール	1,540	—
楽屋1	100	100
楽屋2	100	100
楽屋3	200	100
楽屋4	200	100
練習室1	200	100
練習室2	200	100
練習室3	410	100
リハーサル室	410	100

【備考】

- 冷暖房時間が1時間未満の場合は1時間とします。
- ストーブによる暖房は、空調設備が故障した場合等の緊急時のみ使用できます。

(4) 附属設備等使用料

		区分	単位	使用料			区分	単位	使用料
大ホール	舞台設備	舞台所作台	1式	10,300	音響設備	マイクリフォン	1台	610	
		花道所作台	1式	2,060		3点吊マイク装置	1基	1,030	
		松竹羽目	1式	2,570		ワイヤレスマイクロフォン	1台	1,030	
		屏風	1双	1,540		マイクスタンド	1台	200	
		舞台小迫り	1式	1,030		ステージスピーカー	1式	1,330	
		めくり台	1台	100		はね返しスピーカー	1台	1,030	
		緋毛氈	1枚	300		ディレイマシン	1台	1,030	
		上敷ござ	1枚	300		エコーマシン	1台	1,030	
		舞台地絨	1枚	1,540		レコードプレーヤー	1台	610	
		高座用座布団	1枚	100		テープレコーダー(据置型)	1台	1,030	
		紗幕	1枚	1,030		テープレコーダー(可搬型)	1台	610	
		定式幕	1枚	1,030		カセットテープレコーダー	1台	610	
		音響反射板	1式	4,120		CDプレーヤー	1台	610	
		オーケストラピット	1式	20,600		拡声装置	1式	3,090	
		平台(足含む)	1台	200		楽器・その他	ピアノ(外国製大型)	1台	10,300
		指揮者台(譜面台含む)	1台	200			16ミリ映写機	1台	3,090
		楽員用譜面台	1台	50			映写スクリーン	1式	1,030
		楽員用椅子(バス椅子含む)	1脚	50			浴室	1式	1,030
	演台	1式	510	持込電気器具	1kW	300			
	照明設備	Aセット	1式	12,360	区分		単位	使用料	
		Bセット	1式	24,720	大会議室放送機器一式	日額	1,030		
		Cセット	1式	37,080	大会議室照明機器一式	日額	1,030		
		Dセット	1式	49,440	16ミリ映写機一式	日額	2,060		
		スポットライト(500W)	1台	200	碁用具 1組	日額	100		
		スポットライト(1kW)	1台	250	将棋用具 1組	日額	100		
		ハロゲンスポットライト(1kW)	1台	300	ピアノ(大型)	日額	1,030		
		ハロゲンスポットライト(1.5kW)	1台	360	ピアノ(縦型)	日額	510		
ハロゲンスポットライト(2kW)		1台	410						
カッタースポットライト		1台	300						
コンダクタースポットライト(650W)		1台	410						
センターピンスポットライト		1台	3,090						
効果用マシン		1台	720						
プロジェクタースポットライト		1台	300						
先玉		1台	200						
舞台フットライト		1列	610						
花道フットライト		1列	410						

【備考】

- 1 大ホールの附属設備等使用料は、使用回数を午前（午前9時から12時）、午後（午後1時から5時）、夜間（午後6時から10時）の各区分の使用を1回と数えます。